



# 年間最大100万円の オフィスの賃料を補助します！

～洲本市オフィス立地促進賃料補助事業～

企業等が進出する際に要する初期コストを軽減するため、洲本市内のオフィスビル等の建物に入居した者が負担する賃借料の一部を補助します。

## ■対象者

市内のオフィスビル等の建物に賃貸借により入居し、立地促進事業等を行う者であって、次のすべての要件を満たす者。

- ①新たに賃貸借契約を締結し、オフィスビル等の建物に入居すること。
- ②初年度の交付申請を行う日において、新規正規従業員が4人以上であること。  
※新規正規従業員が6人以上の場合は、兵庫県の補助制度も併せて利用可能。ただし、事前に知事の確認を受ける必要有り。
- ③当該建物の所有者との関係において、親会社、子会社ではないこと。
- ④当該建物において行う事業が次のいずれにも該当しないこと。  
ア.兵庫県産業立地条例施行規則第2条第1項に規定する風俗営業等  
イ.宗教活動又は政治活動に関する事業に係るもの
- ⑤国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人ではないこと。
- ⑥洲本市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- ⑦洲本市税等を滞納していないこと。

## ■補助対象経費

補助事業者が支払うオフィスビル等の建物の賃借料

## ■補助金額

補助対象経費の4分の1以内  
※限度額：月750円/平方メートル  
100万円/年

## ■補助期間

補助金交付申請を行った日から36か月を限度

## ■申請期間

賃借契約日若しくは知事の認定を受けた本社機能立地計画における移転日から6か月以内

問い合わせ先  
兵庫県洲本市商工観光課  
電話：0799-24-7613